

判決年月日	平成21年10月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成20年(行ケ)10323号		
標準文字で「空手道極真館」と書して成る商標登録が商標法4条1項8号,10号,15号,19号に該当しないとして無効審判請求を不成立とした特許庁の審決が取り消された事例			

(関連条文) 商標法4条1項8号,10号,15号,19号

## 第1 事案の概要

- 1 本件は, 被告が有する下記商標登録(本件商標)のうち第25類の全指定商品及び第41類の全指定役務について原告が商標法(以下「法」という。)4条1項8号,10号,15号,19号に基づき商標登録無効審判請求をしたところ, 特許庁が請求不成立の審決をしたことから, 原告がその取消しを求めた事案である。

### 記

(商標) <標準文字>

空手道極真館

(指定商品)

・第16類 <略>

・第25類

洋服, ... <略>

(指定役務)

・第41類

空手の教授, ... <略>

- 2 争点は, 本件商標が他人の著名な略称を含む商標に該当するか(法4条1項8号), 本件商標がAの空手又は関連商品として需要者の間に広く認識されている「極真会」「KYOKUSHIN」「極真会館」等を書して成る極真関連商標と類似する商標であって, その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するものに該当するか(法4条1項10号), 本件商標が他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標に該当するか(法4条1項15号), 本件商標が他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている極真関連商標と類似の商標であって, 不正の目的をもって使用するものに該当するか(法4条1項19号), である。

## 第2 本判決の内容

本判決は, 本件商標の法4条1項8号該当性について次のように判示したほか, 法4条1項10号,15号,19号該当性についても審理不尽の違法があるとして, 審決を取り消した。

「3 法4条1項8号該当性について

(1) 法4条1項は、商標登録を受けることができない商標を各号で列記しているが、需要者の間に広く認識されている商標との関係で商品又は役務の出所の混同の防止を図ろうとする同項10号、15号等の規定とは別に、8号の規定が定められていることからみると、8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人（法人等の団体を含む。以下同じ。）の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護することにあると解される。すなわち、人は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益を保護されているのである。略称についても、一般に氏名、名称と同様に本人を指し示すものとして受け入れられている場合には、本人の氏名、名称と同様に保護に値すると考えられる。

そうすると、人の名称等の略称が8号にいう「著名な略称」に該当するか否かを判断するについても、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものといえることができる（最高裁平成17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号597頁）。

そして、上記のとおり、法4条1項8号が一定の人格的利益を保護するものであることからすると、ある商標登録が8号に該当すると判断されるためには、当該商標に係る人格的利益の帰属主体（自然人又は団体）が特定されることが必要であり、この特定は、当該商標が当該主体の肖像・氏名・名称を含むか否か、著名な雅号、芸名又は筆名を含むか否か、これらの著名な略称を含むか否かといった各要件該当性判断の論理的前提となるものである。しかも、法4条1項8号該当性の基準時は同号に違反したとされる商標登録の出願時及び登録査定時と解されるから、上記人格的利益の帰属主体ひいては上記著名性等はこれら基準時において現に存在することを要するし、人格的利益は一身専属的な権利であり相続の対象にはならないことからすれば、自然人の場合はその死亡により8号により保護すべき人格的利益が消滅し、8号該当性も消滅すると解すべきことになる。

(2) そこで、上記の見地から本件について検討すると、原告は、「極真」との語がAが創設し、Aの屋号である「極真会館」の著名な略称に該当するとの理解を前提としつつ、極真関連商標を相続により原告が承継した旨主張しており、これは、上記(1)に説示した法4条1項8号の「他人」すなわち人格的利益の帰属主体を、自然人であるAと特定し、「極真」をもってAを指称する著名な略称に該当することをいうものであると解される。

しかし、本件商標の出願は前記のとおり平成14年10月22日であり、登録査定は平成16年2月18日であるところ、これら基準時においてAは既に死亡（平成6年4月26日死亡）しており、A死亡後はその保護すべき人格的利益は消滅しているから、その著名な略称について8号該当性を認める余地はない。

したがって、原告の上記主張はそれ自体において失当といわなければならない。

(3) 次に、原告は、Aの「極真会館」を原告が承継し、これを現に運営していることを前提に（前記2のとおり、原告も一定の範囲で極真空手の教授等の活動を行っている）と認められる）、このような団体としての「極真会館」又は、仮に原告の運営する「極真会館」が原告の単なる屋号にすぎないのであれば自然人としての原告自身が、法4条1項8号の「他人」に当たるとして主張すると解することができるから、以下、この観点から検討する。

ア この点、前記2で認定したとおり、Aが創設した極真会館は、法人格こそ取得していないものの、同人を代表者とし、原則として運営・組織についての一定の規定に依拠して活動を継続していた一つのまとまった団体であったこと、「極真」という語は、少なくともAの生前は、一般にAが代表者として運営する団体・組織である「極真会館」ないしその空手の流派である「極真空手」を表す標章として広く知られていたことが認められることからすれば、「極真」の語は、Aの生前においては、団体としての「極真会館」を指称するものとして著名な略称であったと解することができる。…」

「イ もっとも、前記(2)のとおり、本件商標登録の法4条1項8号該当性の基準時は平成14年10月22日（出願時）及び平成16年2月18日（登録査定時）の双方であるところ、前記2で認定したとおり、Aの死亡後はAの生前に極真会館の支部長であった者が複数の派閥に分かれ、合従連衡しながらそれぞれAの「極真空手」ないし「極真会館」を承継する団体であることを標榜して「極真」の語を含む標章を使用する状況にあることからすれば、本件商標登録の8号該当性が認められるためには、Aの生前における「極真」の上記著名性が、上記Aの死亡後の分裂及びその後の時間の経過に伴う分裂状態の定着という状況を踏まえてもなお、原告自身又は原告が運営する「極真会館」を指すものとして存続するなど、上記各基準時において、原告自身又は原告が運営する「極真会館」自体が8号にいう「著名」性を有するものであると認められる必要がある。その意味では、Aが死亡した平成6年4月26日当時に係る前記アのような事情は、本件商標登録の8号該当性を検討する上での一事情となることのあるとしても、出願時又は登録査定時まで8～10年が経過し、その間における前記のような極真関連各派閥の離合集散状況のある本件において、直ちに8号該当性が肯定又は否定されるべきものではない。

ウ しかるに、審決は、本件商標登録の法4条1項8号該当性を判断するに当たり、8号における「他人」の特定に関して、本件商標の商標権者である被告はAが創設した極真空手及びそれを運営した極真会館と組織的・経済的に関係がある者であり、極真会館を離脱後も継続して極真空手に携わっている者であるから8号の「他人」に当たらないとするだけで（審決19頁14行～18行）、上記の点について審理判断しておらず、審理不尽といわなければならないし、審決の上記判

断についても，前記 2 に認定した極真関連各派閥の離合集散状況に鑑みれば，被告は，原告自身又は原告が運営する「極真会館」という団体とは別個の主体であることは明らかであるから，審決が述べる上記事情があったとしても，被告は 8 号にいう「他人」というほかなく，是認することができない。」